

## 『ベーシック民事訴訟法』〔補遺〕

【1】本書19頁14行目「(2) 民事裁判権の制約」の5行目から8行目までを以下の文章に変更。

……。国際法上の原則として、外国国家（連邦国家の州なども含む）は、その公法的行為ないし主権的行為についてはわが国の裁判権に服さないが、私法的ないし業務管理的行為については、わが国の裁判権に服する（最判平18・7・21民集60巻2号2542頁は、日本の民間会社がパキスタン国防省に対して、高性能コンピュータを売り渡し、その代金債務につき準消費貸借契約を締結したとして、その支払いを請求した事件につき、このことを最初に明らかにした。そして、これを受けて、平成21年4月17日に「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」が制定された）。また、わが国に駐在する外国の元首、外交使節とその他の隨員や家族等もわが国の裁判権に服さない（外交に関するウイーン条約31条・32条・37条・38条参照）。ただし、外国国家やこうした者も自ら進んでわが国の裁判権に服することは妨げられない。

【2】本書27頁下から6行目「4 除斥・忌避・回避」のまえに以下の文章を挿入。

### (7) 国際裁判管轄

たとえば当事者の一方が外国人である事件や外国で発生した事故に基づく損害賠償請求事件など、外国に関する要素のある涉外事件について、いずれの国の裁判所が裁判権を行使するのか。これに関する国際的に確立したルールは存在しない。各国が、それぞれ自国の裁判権が及ぶ範囲を独自に定めている。日本では、平成23年に民訴法を改正して、3条の2から3条の12までの規定を置いた。

(a) 改正法は、先ず国内土地管轄でいえば普通裁判籍に相当する規定を置く（3条の2）。これによれば、被告が自然人である場合はその住所等が日本国内にあるときに、被告が法人その他の社団または財団の場合はその主たる事務所や営業所の所在地が日本国内にあるときには、日本の裁判所が管轄権を有する（同条1項・3項）。

(b) 次に改正法は国内土地管轄でいえば特別裁判籍に相当する規定を置く（3条の3）。同条に列挙されている中で代表的なものを次頁の表に示す。表に掲げた訴えの種類につきその日本との関連点が認められれば、日本の裁判所が管轄権を有する。

(c) ただし、「消費者と事業者」との間や「労働者と事業主」との間には経済力や交渉力の格差が存在するので、改正法は、消費者や労働者等が事業者を相手にして法令や言語の異なる外国の裁判所で訴訟を追行するのは困難であることに鑑み、消費者契約や個別労働関係民事紛争に係る訴えに関しては、次のような国際裁判管轄の特則を設けた。

i) 3条の4第1項によれば、①消費者から事業者に対する訴えについては、

前記の3条の2および3条の3による管轄権に加えて、消費者契約締結時または訴え提起時の消費者の住所が日本国内にあれば、消費者は日本の裁判所に訴えを提起できる。これに対して、②事業者から消費者に対する訴えについては、前記3条の3の規定の適用が排除される（同条3項）。したがって、事業者が消費者の住所地等のある日本の裁判所で訴えを提起する場合（3条の2）のほかは、国際裁判管轄についての合意の効力が認められる場合や消費者が応訴した場合に限り、日本の裁判所が管轄権を有することになる。

ii) 個別労働関係民事紛争についても同様な定めがなされており、3条の4第2項によれば、①労働者から事業者に対する訴えについては、3条の2および3条の3による管轄権に加えて、労務の提供の地が日本国内にある場合には、日本の裁判所に管轄権が認められるのに対して、②事業主から労働者に対する訴えについては、3条の3の規定の適用が排除されている（同条4項）。

(d) さらに、改正法は、次に掲げる訴えの管轄権は日本の裁判所に専属する旨を規定した（3条の5）。すなわち、①会社法7編2章に規定する訴え（同章4節・6節を除く）等、②登記または登録をすべき地が日本である場合の登記または登録に関する訴え、③特許権等の設定の登録による発生する知的財産権の存否または効力に関する訴えで、その登録が日本においてなされたものであるときが、それである。

(e) ちなみに、国際裁判管轄の合意も、国内裁判所の管轄の合意とほぼ同様の要件のもとで認められるが（3条の7）、消費者契約に関する紛争や個別労働関係民事紛争を対象とする紛争発生前の国際裁判管轄の合意は、原則として効力を有さない（同条5項・6項）。

訴えの種類	日本との関連点
契約上の債務の履行請求（債務不履行による損害賠償請求などを含む）を目的とする訴え	義務履行地が日本国内（1号）
手形または小切手による金銭の支払請求を目的とする訴え	支払地が日本国内（2号）
財産権上の訴え	①請求の目的の所在地、または、②特に金銭支払請求である場合には、被告の差押可能財産の所在地が日本国内（3号）
事務所・営業所を有する者に対する訴えで、その事務所・営業所における業務に関するもの	事務所・営業所の所在地が日本国内（4号）
日本において事業を行う者に対する訴え	訴えが日本における業務に関するもの（5号）
会社その他の社団または財団に関する訴え	①法人の場合には日本の法令により設立されたものであるとき、②権利能力なき社団・財団の場合には主たる事務所または営業所が日本国内（7号）
不法行為に関する訴え	不法行為地が日本国内（8号）
不動産に関する訴え	不動産所在地が日本国内（11号）
相続・遺留分に関する訴訟または遺贈その他死亡によって効力が生ずべき行為に関する訴え	相続開始時の被相続人の住所等が日本国内（12号）

2013年3月【永井 博史】